

令和元年10月4日宣告

裁判所書記官 中野淳史



平成29年(わ)第4124号 覚せい剤取締法違反被告事件

平成30年(わ)第1252号 詐欺被告事件

平成30年(わ)第2351号 詐欺被告事件

判

決

氏 名 Y

年 齢 昭和51年 月 日生

本 籍

住 居

職 業

主

文

被告人を懲役4年に処する。

未決勾留日数中40日をその刑に算入する。

理

由

【罪となるべき事実】

当裁判所の認定した罪となるべき事実は、

第1 平成29年11月2日付起訴状記載の公訴事実

第2 平成30年4月6日付起訴状記載の公訴事実

第3 平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第1

第4 平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第2

第5 平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第3

第6 平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第4

といずれも同一であるから、これを引用する。

【証拠の標目】

(括弧内の甲の各号は、証拠等関係カードに記された証拠の番号を表す。)

判示全部の事実について

- ・被告人の当公判廷における供述

判示第1の事実〔平成29年11月2日付起訴状記載の公訴事実〕について

- ・捜索差押調書（甲1）、捜査報告書（甲2）、写真撮影報告書（甲5）、鑑定嘱託書
謄本（甲3）
- ・鑑定書（甲4）

判示第2の事実〔平成30年4月6日付起訴状記載の公訴事実〕について

- ・ A （甲10）、 B （甲11）の警察官調書
- ・捜査報告書（甲13、15、17〔謄本〕、18、57、60〔謄本〕、77、
78）、写真撮影報告書（甲14、79）
- ・捜査照会回答書（甲12）
- ・被害届（甲9、16〔謄本〕）

判示第3の事実〔平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第1〕について

- ・ C の警察官調書（甲25）
- ・ D の警察官調書（甲26）、検察官調書（甲27）
- ・捜査報告書（甲17〔謄本〕、18、20、21〔謄本〕、23、24〔謄本〕、5
6、57、58〔謄本〕、59、60〔謄本〕、77、81）、実況見分調書（甲2
8）、写真撮影報告書（甲22、79）
- ・被害届（甲16〔謄本〕、19）

判示第4の事実〔平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第2〕について

- ・ E の警察官調書（甲36）
- ・ F の警察官調書（甲37）
- ・捜査報告書（甲17〔謄本〕、18、30、31〔謄本〕、32、34、35、
56、57、58〔謄本〕、59、77、82）、実況見分調書（甲38）、写真撮
影報告書（甲33、79）
- ・被害届（甲16〔謄本〕、29）

判示第5の事実〔平成30年7月4日付起訴状記載の公訴事実第3〕について

- ・ G の警察官調書（甲 4 3）
- ・ H の警察官調書（甲 4 4）
- ・ 捜査報告書（甲 1 7〔謄本〕, 1 8, 4 0〔謄本〕, 4 2〔謄本〕, 5 6, 5 7, 5 8〔謄本〕, 5 9, 6 0〔謄本〕, 7 7, 7 8, 8 3）, 実況見分調書（甲 4 5）, 写真撮影報告書（甲 4 1〔謄本〕, 7 9）
- ・ 被害届（甲 1 6〔謄本〕, 3 9）

判示第 6 の事実〔平成 3 0 年 7 月 4 日付起訴状記載の公訴事実第 4〕について

- ・ I の警察官調書（甲 5 2）
- ・ J の検察官調書（甲 5 4）, 警察官調書（甲 5 3）
- ・ 捜査報告書（甲 1 7〔謄本〕, 1 8, 4 7, 4 8〔謄本〕, 5 1, 5 6, 5 7, 5 8〔謄本〕, 5 9, 6 0〔謄本〕, 7 7, 8 4）, 実況見分調書（甲 5 5）, 写真撮影報告書（甲 4 9〔謄本〕, 7 9）
- ・ 捜査照会回答書（甲 5 0）
- ・ 被害届（甲 1 6〔謄本〕, 4 6）

【証拠排除の主張について】

1 弁護人は、判示第 1 の覚せい剤取締法違反に関し、鑑定嘱託書謄本（甲 3）及び鑑定書（甲 4）はいずれも違法収集証拠であるから証拠から排除されるべきである旨主張する。

2 証人 K（以下、「K」という。）、同 L 及び同 M の各供述及び本件捜査の経緯の一部を撮影した動画等の関係各証拠によれば、本件につき警察官が被告人の尿を採取するまでの経緯は次のとおりである。

(1) 平成 2 9 年 1 0 月 1 4 日、大阪府警察本部地域部所属の警察官である K は、相勤者とともに、管内で連続的に発生していた車上狙い窃盗事件の緊急配備に従事していた。同日午前 0 時 3 7 分頃、K は、大阪府東大阪市内の飲食店駐車場（以下、「駐車場」という。）において、手配中の車両と酷似し、偽造ナンバープレートを装着している疑いのある車両を発見したため、応援要請を行い、警察官 4 名の体

制で同車両を監視していた。同58分頃、被告人が同車両に乗り込んだため、Kら警察官（以下、「警察官」という。）は、窃盗の嫌疑で被告人に対する職務質問を開始した。

(2) 被告人は、警察官から声を掛けられて自ら車を降りるや携帯電話で通話を始め、当初、身分確認や所持品検査に対する協力を一切拒否した。しかし、警察官の説得に応じて被告人が運転免許証を提示したため、警察官が被告人の前科照会を行ったところ、被告人には覚せい剤取締法違反、窃盗等の犯罪歴のあることが判明した。被告人は、窃盗については一切知らないと繰り返し述べていたが、異常に汗をかいて全身に力が入った様子であり、大声で話したり、しきりにそわそわしたり、喉が渴いたと言って飲み物を飲みたがったりしたため、警察官は被告人に対する覚せい剤使用の嫌疑を抱くに至った。そこで、警察官は、被告人に対し、任意採尿の協力も併せて求めたが、被告人はこれを拒否し、職務質問にも一切応じない態度であった。被告人がかなりの興奮状態で周辺をうろうろと移動していたため、警察官は被告人に対して落ち着くよう説得したが、被告人の興奮状態、混乱状態は収まらず、かえって、道路に飛び出す危険性や通行人に危害を加える可能性も認められた。なお、当時、駐車場前の車道は車両の通行も認められた。同日午前1時26分頃、車に乗って駐車場にきた男性が、警察官が多数いるにもかかわらず駐車場内に車を乗り入れ、車から降りて警察官を大声で怒鳴りつけるなどし、駐車場付近が騒然とする状態となった。同30分頃、警察官は、被告人に対して強制手続に移行する旨告知した。その後も、被告人が大声を出したり車道に出ようとしたりするので、警察官が被告人の腰に手を回すなどして被告人の行動を制止することがあった。

(3) 同44分頃、被告人が徒歩で移動し始めたため、警察官は被告人に追隨して移動した。途中、被告人は、突然タクシーに乗り込もうとしたり、コンビニエンスストアに入店してトイレに入ったり水を購入したりし、同52分頃、知人が呼んだ救急車に乗車して救急隊員の診察を受けるなどした後、救急車で病院に搬送された。被告人は、病院で診察を受けたが異常は認められず、同日午前3時16分頃、病院

を出て徒歩で移動を始めた。同日午前4時4分頃、被告人が友人方居室に入ろうとしたため、被告人に追従していた警察官は、玄関前に立ちはだかり、背中で玄関扉が開扉しないような体勢をとりつつ通路の壁面に立った被告人に相対し、被告人に覆いかぶさるような姿勢で被告人の両肩付近の柱を両手で掴んで被告人を制止した。その後、被告人は友人宅に入るのを諦めて別の場所へと歩き始めたが、急に向きを変えて走り出そうとしたり、深夜の住宅街で大声を出して暴れたりしたため、警察官は、被告人を制止するために被告人の体に手を掛けるなどした。被告人はたばこを吸いながら歩き続け、途中からは被告人の知人らが合流し、警察官が追従する状況を撮影しながら一緒に歩いた。同44分頃、被告人は、弟の居宅に到着し、同居宅内に入った。同日午前5時7分頃、被告人は再び外出し、自動販売機で飲料水を購入したり、知人とファミリーレストランで15分程度過ごしたり、更に電車に乗って移動して買い物をしたりなどした。この間も警察官は被告人に追従した。

(4) 同日午前6時15分頃、警察官は被告人に対して発付された搜索差押令状を被告人に示し、所持品検査を実施した。同34分頃には強制採尿令状を提示したが、被告人が任意で尿の提出をする旨を申し出たため、同58分頃、大阪府河内警察署内において被告人の尿を押収した。

3 弁護人は、上記経過の各時点における警察官の有形力の行使の違法性について主張するので順次検討する。

(1)ア 弁護人は、職務質問に先立って、警察官は車に乗り込んだ被告人を車から引きずり出すなどしており、そのような行為は必要かつ相当性の範囲を逸脱した違法な有形力の行使である旨主張する。

イ この点、職務質問を開始した警察官である K は、公判廷において、K が被告人に対して「ちょっとお兄さん降りてきてくれるかな」と声をかけたところ、被告人は一瞬驚いた様子をみせたが、すぐに自ら降車した旨述べる。K の公判供述の内容は撮影された動画から認められる事実や他の警察官の公判供述の内容とよく整合しており、全体として K の供述の信用性を疑うような事情は認められない。

また、職務質問が開始された場面の動画は証拠上認められないが、K が職務質問の開始場面についてだけ特に虚偽の供述をする理由もなく、供述の信用性に疑念を生じさせる事情は認められない。

ウ 被告人は、警察官から声をかけられた記憶はなく、腕を掴まれて車から引き出されたなどと述べる。しかし、駐車場内における被告人と警察官のやり取りを撮影した動画によれば、本件において、警察官らは、基本的には被告人に対する有形力の行使に抑制的な態度で職務質問に臨んでおり、そのような警察官らが職務質問の開始時点でいきなり被告人の腕を掴んで車から引きずり出したとは認められず、被告人供述は信用できない。

(2)ア 弁護人は、駐車場付近で複数の警察官が被告人を取り囲んだり腕を掴んだりする有形力の行使に及んでおり、複数の警察官によるこのような行為は、必要かつ相当性の範囲を逸脱した違法な有形力の行使である旨主張する。

イ この点、駐車場で撮影された動画を見ると、駐車場付近で複数の警察官が被告人を取り囲み、被告人の前に立ちはだかつて進行を阻んだり被告人の腰や腕に手をかけて被告人を制止したりする状況が認められ、これらの有形力は比較的強いものである。

ウ しかし、前記認定のとおり、この段階で、警察官は被告人に対する窃盗及び覚せい剤使用の嫌疑を相当強めていたと認められる。そして、警察官の問い掛けに対し、被告人が身元確認、所持品検査等を強く拒み、付近を右往左往しながら警察官を怒鳴りつけるなど興奮した状態にあったこと、警察官が多数いる駐車場に車を進入させる人物が現れて警察官を怒鳴りつけるなどしたため付近が騒然とした状態に至ったこと、駐車場前の車道には車両の通行もあったこと等の当時の具体的状況に照らしてみれば、現場に臨んだ警察官としては、突発的な不測の事態により被告人や通行人に危険が生じないようにする必要性が高かったというべきであり、警察官による上記有形力の行使が、本件具体的状況の下で相当性の範囲を逸脱した違法なものであったとは認められない。

(3)ア 弁護人は、移動手段として被告人をタクシーに乗車させなかったことは任意捜査の範囲を明らかに逸脱するものである旨主張する。

イ しかし、撮影された動画によれば、被告人はタクシーにいったん乗車した後、自ら直ちに降車し、2台目のタクシーにも乗れないと分かるやタクシー乗り場を離れて歩き出しており、警察官が不必要又は不相当な有形力を行使した事実は認められない。また、この段階では、警察官はすでに被告人に対する強制採尿令状及び身体検査令状の請求に着手しており、被告人の所在を確保する必要性が相当程度高まっている状況にあり、被告人に対してタクシー乗車を差し控えるよう求め、タクシー運転手にも協力を求める程度の行為は違法なものとは認められない。

(4)ア 弁護人は、被告人が友人宅に立ち入ろうとした際に警察官が被告人の前に立ちはだかったり肩に手をかけたりなどし、更に玄関の扉が開かないようにしたこと、弟宅に立ち入ろうとした際に警察官が被告人の前に立ちはだかるなどした行為は違法な行為である旨主張する。

イ この点、未だ所持品検査に応じていない被告人が、警察官の目の届かない居室内において、証拠隠滅に及ぶ危険性を抽象的に想定することはできる。しかし、既に被告人に対する令状請求に着手した段階とはいえ、未だ令状発付前の任意捜査の段階である。また、タクシーによる広域移動が想定されるような前記のタクシー乗車に関する場合と異なり、居室あるいは居宅への立入りにより捜査官において被告人の所在把握に困難を生じる事態に至ることも通常は想定されない。さらに、当時の被告人の言動に照らし、被告人が居室内で自殺あるいは自傷他害に及ぶ危険性も想定されない状況であったと認められる。

ウ 上記のような当時の状況に照らしてみると、本件において、被告人が友人方居室に立ち入ろうとした際、警察官が前記2(3)に認定したような体勢で被告人に覆いかぶさるようにした行為は、被告人の自由な行動を相当程度制圧しており、そのようにして被告人の居室内への立入りを制限した行為は違法なものであったといわざるを得ない。

エ 他方で、その違法性の程度についてみると、上記のような体勢で被告人の自由な行動を制圧した時間は1分程度である。また、本件では警察官が職務質問開始後約30分で被告人に対する強制捜査の段階に入っていること、職務質問開始後、被告人の移動、行動が相当自由にされていること等に照らせば、本件警察官らに令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったとは評価し難い。そうすると、被告人の自由な行動を一時的に相当程度制圧した前記警察官の行為の違法性は重大なものではなく、弁護人が証拠排除を求めている本件各証拠を証拠として供することが将来における違法捜査抑制の見地からみても相当でないとは認められない。

(5)ア 弁護人は、職務質問開始から令状執行まで約5時間以上が経過しており、その間、被告人の行動の自由が著しく制約されていた旨主張する。

イ しかし、その時間は被告人が病院において診察を受けていた時間を含んでおり、また、警察官が追従していたとはいえ、被告人はその間自由に電話をかけ、喫煙し、買い物をしたり電車に乗車して移動したりし、知人と飲食店で飲食をしたりしていたのであり、行動の自由が著しく制約された状態であったとは認められない。

4 以上から、弁護人のその余の主張を全て考慮しても、弁護人が証拠排除すべきと主張する各証拠の証拠能力は否定されない。

【累犯前科】

宣 告 刑 等

①・平成20年12月25日宣告 大阪地方裁判所

・窃盗、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、
麻薬及び向精神薬取締法違反、窃盗未遂、住居侵入の各罪

・懲役4年6月

・平成25年7月23日刑執行終了

②・平成25年2月21日宣告 大阪地方裁判所

・覚せい剤取締法違反の罪（①の仮釈放中に犯した罪）

・懲役2年8月

- ・平成28年4月5日刑執行終了

証 拠

- ・前科調書（乙8）、②の判決書謄本（乙11）

【確定裁判】

宣 告 刑 等

- ・平成29年9月13日宣告 大阪地方裁判所堺支部
- ・建造物侵入，覚せい剤取締法違反，窃盗の各罪
- ・懲役3年8月
- ・平成30年3月18日確定

証 拠

- ・前科調書（乙8），判決書謄本（乙17）

【法令の適用】

罰 条

判示第1の事実について

覚せい剤取締法41条の3第1項1号，19条

判示第2から第6までの事実について

いずれも 刑法246条1項

累犯加重（再犯）

いずれも 刑法56条1項，57条（判示各罪は前記の前科①との関係，同②との関係でいずれも再犯）

併合罪加重

いずれも 刑法45条前段，後段，50条，47条本文，10条（判示各罪はいずれも45条前段の併合罪であり，かつ，前記確定裁判を経た罪と同条後段の併合罪であるから，確定裁判を経ていない判示各罪についてさらに処断することとし，犯情の最も重い判示第1の罪の刑に法定加重）

未決勾留日数の算入

刑法21条（40日算入）

【量刑の理由】

被告人は、前記確定裁判の第1審判決の宣告後、控訴審係属中の保釈中に、判示各犯行に及んでいる。被告人の犯情を覚せい剤取締法違反の事案についてみると、同種前科が多数あり、上記のとおり、裁判係属中であるにもかかわらず覚せい剤使用に及んでおり、強い責任非難が加えられるべきである。また、詐欺の事案についてみると、短時間に連続的に5件の犯行に及んでおり、被害額合計も17万円余りと少なくない金額である。他方で、被告人が、覚せい剤使用について反省している旨述べ、社会復帰後は覚せい剤との関係を断ち切るための指導を受ける決意であること、詐欺の事案については被害弁償をしたい気持ちを強く抱いており、現に被害の一部を10万円以上弁償しており、被害者が被告人を宥恕していること、被告人の社会復帰後の更生を支援する者の存在も認められること等の事情を考慮し、主文のとおり判決する。

(検察官高山 慶，私選弁護人金子哲也 各出席)

(求刑 懲役5年6月)

令和元年10月4日

大阪地方裁判所第11刑事部

裁判官

佐藤 卓生 (佐藤)

公 訴 事 実

被告人は、法定の除外事由がないのに、平成29年10月4日頃から同月14日までの間に、大阪府内又はその周辺において、フェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用したものである。

罪 名 及 び 罰 条

覚せい剤取締法違反

同法41条の3第1項1号，19条

公 訴 事 実

被告人は、りそなカード株式会社発行の N 名義のクレジットカード機能付きキャッシュカードを使用して商品購入の名目で商品をだまし取ろうと考え、平成29年9月20日午前1時19分頃、堺市 ミニストップ において、同店店員 B に対し、真実は同クレジットカード機能付きキャッシュカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法で代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装って、同クレジットカード機能付きキャッシュカードを提示して食料品等の購入を申し込み、同人に、被告人が同クレジットカード機能付きキャッシュカードの正当な使用権限を有する前記 N 本人であり後日同クレジットカードシステム所定の方法により代金の支払を受けられるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、前記 B から前記食料品等21点（販売価格合計4806円）の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

罪 名 及 び 罰 条

詐 欺

刑法246条1項

公 訴 事 実

被告人は、他人名義のクレジットカード又はクレジットカード機能付きキャッシュカードを使用して商品購入の名目で商品をだまし取ろうと考え

第1 平成29年9月20日午前0時25分頃、大阪府松原市

GEO 店において、同店店員 D に対し、真実は株式会社クレディセゾン発行の O 名義のクレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法で代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装って、同クレジットカードを提示してゲーム機等の購入を申し込み、前記Dに、被告人が同クレジットカードの正当な使用権限を有する前記 O 本人であり後日同クレジットカードシステム所定の方法により代金の支払を受けられるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、前記Dから前記ゲーム機等3点（販売価格合計5万4950円）の交付を受け

第2 同日午前0時45分頃、同府大阪狭山市

GEO

店において、同店店員 F に対し、真実はりそなカード株式会社発行の N 名義のクレジット機能付きキャッシュカードの正当な使用権限も同クレジット機能付きキャッシュカードシステム所定の方法で代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装って、同クレジット機能付きキャッシュカードを提示してゲーム機の購入を申し込み、前記 F に、被告人が同クレジット機能付きキャッシュカードの正当な使用権限を有する前記 N 本人であり後日同クレジット機能付きキャッシュカードシステム所定の方法により代金の支払を受けられるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、前記 F から前記ゲーム機1点（販売価格4万7304円）の交付を受け

第3 同日午前0時49分頃、同市

株式会社オクヒラ

において、同店店員 H に対し、真実は前記 N 名義のクレジット機能付きキャッシュカードの正当な使用権限も同クレジット機能付きキャッシュカードシステム所定の方法で代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装って、同クレジット機能付きキャッシュカードを同所に設置された給油機に挿入するなどしてハイオクガソリンの購入を申し込み、前記 H に、被告人が同クレジット機能付きキャッシュカードの正当な使用権限を有する前記

N 本人であり後日同クレジット機能付きキャッシュカードシステム所定の方法により代金の支払を受けられるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、前記 H に給油機を作動させてハイオクガソリン21.2リットル（販売価格2862円）の交付を受け

第4 同日午前0時58分頃、同市

ドン・キホーテ

店において、同店店員 J に対し、真実は前記 O 名義のクレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法で代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装って、同クレジットカードを提示して長財布の購入を申し込み、前記 J に、被告人が同クレジットカードの正当な使用権限を有する前記 O 本人であり後日同クレジットカードシステム所定の方法により代金の支払を受けられるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、前記 J から前記長財布1点（販売価格6万7932円）の交付を受けもっていずれも人を欺いて財物を交付させたものである。

罪 名 及 び 罰 条

詐 欺

刑法246条1項